

西川町新規補狩猟免許取得者支援補助金について

有害鳥獣による農作物被害及び人的被害の防止のため、捕獲に必要な狩猟免許等の取得にかかった費用を支援します。

要 件	①西川町に住所を有する者又は町実施隊員に任命されている者 ②次のいずれかに該当する者 ・新規に狩猟免許（第一種銃猟免許又はわな猟免許）を取得した者（更新は除く） ・狩猟免許（第一種銃猟免許）を所持している者で銃砲所持許可を所持していない者 ③山形県猟友会西村山支部西川分会に入会し、町が行う鳥獣被害防止活動に積極的に従事する意思を有する者 ※上記①～③全ての条件を満たすこと
補助対象経費	①狩猟免許取得に係る経費 ②銃砲所持許可に係る経費 ③初年度の狩猟者登録に係る経費 ④有害捕獲活動に必要な物品の購入に要した経費
補助金額	上記補助対象経費の①～③の定額及び④の 1/3 以内（上限 150,000 円）
申請方法	狩猟免許取得及び銃砲所持許可後に「交付申請書兼実績報告書」に「領収書等」を添付し、みどり共創課に提出 ※申請書様式は町ホームページからダウンロードしていただくか、みどり共創課までお申し出ください
注意事項	・予算に限りがあるため、早めにご相談ください ・補助の根拠として領収書等は必要となります。失くさず保管ください

補助金申請の流れ

